

掛川市障害者活躍推進計画（令和7年度－令和11年度）

機関名	掛川市教育委員会
任命権者	掛川市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
掛川市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	① 掛川市教育委員会においては、令和6年6月における障がい者雇用率は法定雇用率を達成しているが、障がい者雇用の取組は社会全体で推進していくことが重要であり、市の率先した取組が一層求められる。 ② 法定雇用率の達成を維持するとともに、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮し、職場に定着して働き続けることができるよう、誰もが働きやすい組織づくりに向けて体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年 of 任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】 前年度を上回る （評価方法）毎年 of 任免状況通報のタイミングで、在籍している障がい者に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
④ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 毎年度、本人設定による新たな職域を開拓する。 （評価方法）在籍している障がい者に対し、所属長がヒアリングを実施し、把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として人事担当課長を選任する（令和元年12月4日に選任済み）。 ○障害者職業生活相談員として人事担当課職員を選任する（令和元年12月4日に選任済み）。 ○計画作成時には、障がい者である職員を決裁ラインに入れ、原則として年1回（6月）障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員）について広く周知し、職場環境や働き方、キャリア形成等について相談しやすい組織づくりを行う。
(2) 人材面	○障がい者の支援を適切に行うため、静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」に積極的に参加する。

		○身体障がい（視覚、聴覚、内臓疾患等）や知的障がい等の知識を深める研修会や講座を積極的に受講する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○原則として、毎年、在籍している障がい者に対し自己申告票等を活用するとともに、事務事業の見直しや組織のヒアリング等に併せ、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○所属長による面談を定期的 to 実施し、必要な配慮等を把握するとともに、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○大学生を対象としたインターンシップの中で障がいのある学生からの希望があった場合、また特別支援学校等の生徒から職場実習において希望があった場合は、積極的に受け入れを行う。
	(3) 働き方	○15 分単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進し、通院等がしやすい環境を整える。 ○テレワークの活用を促進するとともに、時差勤務等の柔軟な勤務時間制度の利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の参加要望があった場合は、研修受講に必要な合理的配慮を行い、受講ができるよう環境を整える。
	(5) その他の人事管理	○所属長によるヒアリングを随時実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○障がい者就労施設利用者から職場体験や実習の受け入れについて希望があった場合は、積極的に受け入れを行う。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。